

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
樋口土木株式会社	稲敷郡阿見町住吉 2-3 -19	2-022501

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可, 「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。

2. 指名停止措置期間

令和元年 7 月 2 日 ~ 令和元年 9 月 1 日 (2 か月間)

3. 指名停止措置の適用範囲

茨城町が発注する工事

4. 事実概要

樋口土木(株)は,竜ヶ崎工事事務所発注の下水道工事において,令和元年 5 月 1 日,誘導員を配置せずに機械の作業範囲内となる土留内で埋戻し作業を行わせるなど,安全管理措置の不適切により作業員が死亡する事故を生じさせた。

5. 指名停止理由

安全管理措置の不適切により作業員が死亡する事故を生じさせたことは,「茨城町建設工事等請負業者指名停止措置要領」(平成 29 年要領第 3 号)第 2 条第 1 項及び別表第 1 第 7 号イに該当すると認められる。

〈指名停止措置要領別表第 1〉

措 置 要 件	期 間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7 町工事の施工に当たり,安全管理の措置が不適切であったため,工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたとき。 イ 工事関係者に死亡者を生じさせたとき。	2 ヶ月

問い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080 番地

電話 0 2 9 - 2 9 7 - 5 0 0 5 (ダイヤルイン)